

調剤報酬点数一覧表

調剤技術料

調剤基本料(処方箋受付1回につき)

調剤基本料1	47点
調剤基本料2	30点
調剤基本料3(イ)	25点
調剤基本料3(ロ)	20点
調剤基本料3(ハ)	37点
特別調剤基本料A(※1)	5点
特別調剤基本料B	3点

- 下記のいずれかに該当する場合は左記の50%
 - ・妥結率50%以下
 - ・妥結率等について未報告
 - ・薬剤師のかりつけ機能に係る基本的な業務がない(受付回数600回/月以下を除く)
- 複数保険医療機関処方箋の同時受付で2回目以降の調剤基本料は左記の80%

分割調剤を行った場合	
長期保存困難等(2回目以降)	5点
後発医薬品試用(2回目)	5点
医師指示の場合(2回目)	※所定点数 1/2
(3回目)	※所定点数 1/3
※所定点数…調剤基本料(加算含)+薬剤調製料(加算含)+薬学管理料	
減算対象	3点

門前薬局等立地依存減算	▲15点
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算2	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算3	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算4	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算5	59点

バイオ後続品調剤体制加算	50点
後発医薬品減算(受付回数600回/月以下を除く)	▲5点

連携強化加算	5点
在宅薬学総合体制加算1	30点
在宅薬学総合体制加算2(単一建物患者1人)	100点
(それ以外)	50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点

※1 特別調剤基本料Aは地域支援・医薬品供給対応体制加算、バイオ後続品調剤体制加算、在宅薬学総合体制加算1・2は各点数の10%で算定

薬剤調製料

内服薬(1剤につき3剤まで)	24点
頓服薬(受付1回につき)	21点
浸煎薬(1調剤につき3調剤まで)	190点
湯薬(1調剤につき3調剤まで)	190点
7日以下	190点
8日以上28日以下	
7日以下の部分	190点
8日目以上の部分(1日分につき)	10点
29日以上	400点
内服点滴剤(1調剤につき)	10点
外用薬(1調剤につき3調剤まで)	10点
注射薬(受付1回につき)	26点

無菌製剤処理加算(1日につき)	
-15歳以上-	
中心静脈栄養法用輸液	69点
抗悪性腫瘍剤	79点
麻薬	69点
-15歳未満小児-	
中心静脈栄養法用輸液	237点
抗悪性腫瘍剤	147点
麻薬	137点
麻薬加算(1調剤につき)	70点
向精神薬加算(1調剤につき)	8点
覚醒剤原料加算(1調剤につき)	8点
毒薬加算(1調剤につき)	8点
夜間・休日等加算	40点

時間外加算	※基礎額 100%
休日加算	※基礎額 140%
深夜加算	※基礎額 200%
※基礎額…調剤基本料(加算含)+薬剤調製料+無菌製剤処理加算+調剤管理料	
自家製剤加算	※予製剤・錠剤分割は所定点数の20%
内服薬(錠剤等)(7日分につき)	20点
頓服薬(錠剤等)	90点
内服・頓服薬(液剤)	45点
外用薬(錠剤等)	90点
外用薬(点眼剤等)	75点
外用薬(液剤)	45点
計量混合調剤加算	※予製剤は所定点数の20%
液剤	35点
散剤又は顆粒剤	45点
軟・硬膏剤	80点

薬学管理料

調剤管理料	
内服薬(1剤につき3剤まで)	
27日以下	10点
28日以上	60点
内服薬以外	10点
調剤時残薬調整加算	
在宅患者処方前・在宅患者・かかりつけ薬剤師	50点
上記以外	30点
薬学的有害事象等防止加算	
在宅患者処方前・在宅患者・かかりつけ薬剤師	50点
上記以外	30点
外来服薬支援料1	185点
外来服薬支援料2	
42日以下投与日数7日分につき	34点
43日分以上	240点
施設連携加算	50点
服用薬剤調整支援料1	125点
服用薬剤調整支援料2(2027/6~)	1000点
調剤後薬剤管理指導料	
1)糖尿病患者に対して行った場合	60点
2)慢性心不全患者に対して行った場合	60点
退院時共同指導料	600点
服薬情報提供料1	30点
服薬情報提供料2	20点
服薬情報提供料3	50点
経管投薬支援料	100点

服薬管理指導料(受付1回につき)	
3カ月以内再来局(手帳持参)	45点
3カ月以内再来局/かかりつけ薬剤師対応(手帳持参)	45点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算	230点
上記以外	59点
上記以外/かかりつけ薬剤師対応	59点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算	230点
介護老人福祉施設等入所者	45点
情報通信機器を用いた服薬指導	
3カ月以内に再指導で手帳提示	45点
在宅患者・在宅患者緊急	59点
上記以外	59点
麻薬管理指導加算	22点
特定薬剤管理指導加算1	
新たな処方	10点
継続(指導の必要)	5点
特定薬剤管理指導加算2	100点
特定薬剤管理指導加算3(イ)	5点
特定薬剤管理指導加算3(ロ)	10点
乳幼児服薬指導加算	12点
小児特定加算	350点
吸入薬指導加算	30点
服薬管理指導料特例	
手帳の活用実績50%以下	13点

在宅患者訪問薬剤管理指導料	
単一建物患者1人	650点
単一建物患者2~9人	320点
上記以外	290点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	
計画的な訪問指導に係る疾患の急変等	500点
上記以外	200点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点
夜間・休日・深夜訪問加算(夜間)	400点
夜間・休日・深夜訪問加算(休日)	600点
夜間・休日・深夜訪問加算(深夜)	1000点
在宅患者緊急時等共同指導料	700点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点
在宅移行初期管理料	230点
訪問薬剤管理指導料	150点
複数名薬剤管理指導訪問料	300点

薬剤料

使用薬剤料(薬剤調製料の所定単位につき)	
所定単位につき15円以下の場合	1点
所定単位につき15円を超える場合10円またはその端数を増すごとに	1点

特定保険医療材料料

特定保険医療材料
材料価格を10円で除して得た点数

その他

調剤物価対応料	1点
(2027/6~)	2点
調剤ベースアップ評価料	4点
(2027/6~)	8点

★調剤報酬点数=調剤技術料+薬学管理料+薬剤料+特定保険医療材料料+その他 ★1点=10円

2026年6月1日以降 順次施行